

震度階	明治 17 年 1884 年 地震報告 心得	明治 31 年 1898 年	明治 41 年 1908 年 中央気象台 年報	昭和 11 年 1936 年 地震観測法	昭和 24 年 1949 年 地震津波 業務規則	(参考事項) 昭和 53 年 地震観測指針 (観測編)	備考
5 弱	烈： 屋宇（おく う）ヲ毀損若 クハ倒伏シ 或ハ地面ノ 変化ヲ起ス 者 （家屋は壊 れるもしくは 倒れる。）	5. 強震	五 強震： 壁ニ亀裂石碑 石燈籠ノ顛倒 （てんとう）煙突 ノ破損等ヲ目 撃シタルモノ又 ハ之レニ相当 スルモノナリ （家屋の壁に 割れ目、亀裂 が入る。）	V 強震： 壁に割目が入 り墓石、石燈 籠が倒れたり 煙突や土蔵も 破損する程度 の地震 （家屋の壁に 割れ目、亀裂 が入る。）	V 強震： 壁に割れ目が入 り、墓石・石灯ろ うが倒れたり、 煙突・石垣など が破損する程度 の地震 （家屋の壁に割 れ目、亀裂が入 る。）	立っているこ とはかなりむ ずかしい。一般 家屋に軽微な 被害が出はじ める。軟弱な地 盤では割れたり くずれたりす る。すわりの 悪い家具は倒 れる。	
5 強							
6 弱		6. 烈震	六 烈震： 屋宇（おくう）ヲ 倒シ山嶽ヲ崩 壊シ地割レヲ 生シ断層ヲ生 スル等地震ニ 大變動ヲ生 シタルモノ （家屋が倒れ る。）	VI 烈震：家屋 が倒壊し山崩 れが起り地割 れを生ずる程 度以上の地震 （家屋が倒れ る。）	VI 烈震： 家屋の倒壊は 30 パーセント以 下で、山崩れが 起き、地割れを 生じ、多くの 人々が立ってい ることができな い程度の地震 （多くの人が立っ ていることがで きない地震。 家屋の倒壊は 30%以下であ る。）	歩行はむずか しく、はわない と動けない。	
6 強							
7					VII 激震： 家屋の倒壊が 30 パーセント以 上に及び、山崩 れ、地割れ、断 層などを生じる （30%以上の家 屋が倒れる。）		30%以上の家屋 の倒壊は、福井 地震当時の建物 とした場合であ る。
備考		7階級化とな る。	震度5 亀裂 震度6 倒壊に 区分け	亀裂→割目 土蔵が加わ る。	石垣が加わる。 震度6を 6 倒壊 30%以 下 7 倒壊 30%以 上に区分（福井 地震） 多くの人々が立 っていることが できない程度の 地震を追加 （早急に震度速 報を行う必要が あり、体感によ る地震観測を追 加した。）		震度5で建物に 割れ目、亀裂 震度6で倒壊は 30%以下 （人は立ってい ることができない） 震度7で倒壊は 30%以上